

病院薬剤師の業務について

薬剤師の業務は、医師の処方せんをもとに薬を取り揃えたり調合するなどの調剤が基本となる業務です。病院薬剤師の業務には、調剤業務のほかに、院内の薬品管理、薬品情報管理、注射薬の調製（混注作業）、院内製剤、治験、そして処方提案と服薬指導の業務などがあります。

当院では、以前は外来処方をすべて院内で調剤していましたが、今は院外処方せんを発行しております、一部の外来処方と入院処方を院内で調剤しています。外来処方の9割の調剤業務の代わりに、先ほど述べた処方提案と服薬指導という業務の割合が増え、病院薬剤師の業務は大きく変化してきています。



函館薬剤師会 副会長

市立函館病院 薬局 薬局長

長浜谷 耕司さん

方した治療薬を入院患者さんに適正かつ安全に使用していただけたため、薬剤師が患者さん個々に応じた使い方や注意事項などを説明しています（服薬指導）。そして、服用薬などの情報（薬歴）や臨床検査値などをもとに、服用後の薬の効き方や副作用などがあります。

どの症状の変化を観察し、次の処方を医師に提案しています。一部の薬ですが、薬物血中濃度を測定・解析し、患者さんの体内の薬の動きを推測することで、重大な副作用が生じないよう、医師とともに薬物治療に関する知識を広げています。

このほかに、がん、緩和ケア、感染、褥瘡や救急などの専門領域において、医師や看護師、理学療法士、臨床検査技師や栄養士などの医療スタッフのチームに薬剤師も参加し、患者の治療に貢献しています。

このように、病院薬剤師は、薬の専門知識を生かした処方提案をすることで、有効でかつ安全なオーダーメードの薬物療法を行っています。



市立函館病院

函館市港町1-10-1
☎0138-43-2000(代)

函館薬剤師会

函館市富岡町3-1-17 2F
☎0138-45-1572